

1. 平成16年秋季全国火災予防運動実施について

平成16年秋季全国火災予防運動実施について

秋から冬にかけて火気を使う機会が増え、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たって、一人ひとりが火災予防の知識を持ちそれを実践することにより、火災の発生を防止し死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、秋季全国火災予防運動を実施します。実施時期は11月9日(火)から15日(月)までの7日間で、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定していますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めてください。

今年『火は消した？ いつも心にきいてみて』を統一標語とし、本年6月の消防法改正を踏まえた住宅用火災警報器等の設置の促進を図る「消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進」や、年々増加傾向にある放火火災及び社会影響が大きい連続放火火災による被害の減少を目的とした「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」、さらには消火器の不適切点検の予防策の周知や老朽消火器等の破裂事故防止を図るための「消火器の適切な維持管理の推進」を重点目標に掲げ、積極的に火災予防対策を推進します。

また、各地域ごとの多様な課題に対応した防火安全体制の充実、新築工事中及び多数の人が出入りする建物の防火安全対策の徹底並びに新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災に見られるような消防法令違反による危険性の周知徹底を図るとともに、日本を代表する企業施設での連続大規模火災並びにごみ固化燃料施設での火災・爆発事故等を教訓としたこれらの施設の安全確保を、地域の実情に応じた重点目標として推進を図ることとしています。

重点目標

- (1) 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- (3) 消火器の適切な維持管理の推進

地域の実情に応じた重点目標

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底
- (4) 大規模産業施設の安全確保

なお、秋季全国火災予防運動の実施に当たって、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」が示されています。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

－3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。>

1 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進

住宅火災による死者数の急増等にかんがみ、平成16年の通常国会において消防法が改正され、住宅に住宅用防災機器(住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備(以下「住宅用火災警報器等」という)を政令で定める予定)の設置及び維持が義務付けられたことを踏まえ、火災予防運動期間中において、具体的な住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の普及促進を図るものとする。

特に、高齢社会の進展に伴って火災による高齢者の被害がますます増加することが懸念されることから、地域住民が主体となって、関係機関及び関係団体等と連携し、安全安心なまちづくりの一環として、高齢者・障害者等災害弱者を中心とした防火安全対策の推進を図るものとする。

(1) 住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅用防災機器等の設置促進

消防法改正により、住宅における住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務化されることとなるが、家庭における出火防止や消火・避難の対策を効果的に行うためには、火災を未然に防ぐ安全な暖房器具・調理器具や燃えにくいカーテン等の防災物品及び寝具・衣類等の防災製品の使用をはじめ、火災を早期に知らせる住宅用火災警報器、消火のための住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であり、これらの住宅用防災機器等の普及について、積極的に促進するものとする。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たって、住宅防火対策推進協議会のホームページ(<http://www.jubo.go.jp/index2.html>)に取扱店リストが掲載されているので積極的な活用を図るものとする。

(2) 婦人防火クラブ等の自主防災組織と連携した広報・普及活動の推進

個人が私生活を営む場である住宅の防火責任は、当該個人が負うべきではあるものの、地域に根ざした消防団、婦人防火クラブ等と連携して、地域住民が主体となって組織的に火災予防運動に取り組むことが肝要であり、個人のプライバシーに配慮しつつ高齢者・障害者等の災害弱者のいる家庭への防火訪問等を行うことにより、住宅用防災機器等の取扱方法やその効果について幅広く広報・普及活動を行うものとする。

(3) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

住宅火災においては、高齢者等の死者数、また、就寝中等の逃げ遅れの死者数が多く、その発生を防止するため、家庭における火災予防や避難の対策はもとより、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器等の設置促進を図るとともに、寝具・衣類等への着火防止に有効な防災製品の使用について積極的に指導するものとする。

また、一人暮らしの高齢者等で身体病弱又は要介護状態等にあるため緊急事態に機敏に行動することが困難な災害時要援護者(以下「要援護者」という)について、福祉関係部局や地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むものとする。

さらに、要援護者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対して、住宅防火対策推進協議会で作成・配布した指導教材等を活用することにより、火災予防に関する知識の普及を図るとともに積極的な協力を働きかけ、地域が一体となった防火安全対策を推進するものとする。

(4) 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織等の整備・充実とモデル事業の推進

地域住民が主体性を持って住宅防火対策を展開するためには、関係機関及び関係団体等が密接な連携を図るための地方組織の整備とこれによる活動の支援・推進が不可欠である。

このため、各都道府県及び市町村等を単位として、地域に密着した住宅防火対策推進組織の整備・充実を一層進めるとともに、住宅防火モデル地区の指定によるモデル事業の推進等と、その成果の他地区への積極的活用を図り、地域に密着した実効性の高い住宅防火対策を積極的に推進するものとする。

(5) 地域住民を主体とした高齢者・障害者等の要援護者の安全対策の推進

高齢者・障害者等の要援護者の安全対策を推進するためには、地方自治体、福祉関係団体、事業所

等が地域住民と日頃から連携し、災害に強いまちづくりの一環として取り組むことが望ましい。特に、地域住民が主体となって要援護者の防火安全対策に主体的にかかわることが重要である。

このため、火災予防運動期間中に行われる行事等にできるだけ多くの地域住民が参加することを重点目標の一つに掲げ、住民に対する防火・防災知識の普及と啓発に努めるものとする。

併せて、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等各団体との連携体制の整備充実を図り、火災予防啓発活動を促進する。

(6) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火対策のパンフレット等による広報及び地域のミニコミ誌、雑誌、ローカルテレビ、CATV等地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、住宅防火に関する展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の地域の会合を活用する等して、地域に密着した親しみやすい広報を実施するものとする。

また、広報内容については、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット、広報用の素材集等を活用し、住宅防火対策の必要性をわかりやすく明確に伝えるとともに、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報を工夫して提供するものとする。なお、広報用の素材集については、住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載しているので、効果的な活用を図るものとする。

さらに、住宅火災における発火源別でみた死者数は、たばこ、ストーブ、こんろを原因とする火災によるものが上位を占めていることから、これらの火災に対する防火対策について、要点を踏まえた広報を実施するものとする。

(7) 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の実施

ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者との連携・協力を図り、独居世帯、高齢者や障害者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施するものとする。

また、座談会、展示会、各種イベント等の機会を捉えて、住宅防火の必要性と具体的対策を地域住民に直接呼びかけることにより、各住宅において適切な対策がとれるよう指導するものとする。

この場合、住宅防火対策推進協議会のパンフレットや、住宅防火診断用パソコンソフト『消子ちゃんの住宅防火ねっとCD-ROM版』の積極的な活用により、個々の住宅の具体的な防火安全対策の推進を図るものとする。

2 放火火災・連続放火火災予防対策の推進

(1) 放火されない環境づくりの推進

放火による火災は、6年連続して出火原因の1位(平成15年の消防白書)であり、放火の疑いによる火災を含むと、平成4年以降連続して1万件を超え、全火災件数の2割を占めている。

このようなことから、放火火災予防対策マニュアルを活用し、関係行政機関、関係団体、町内会及び住民等が連携し、地域が一体となって対策を推進し、放火火災予防対策協議会等の組織を積極的に整備するものとする。

また、地域における放火火災の実情を分析し、その特性等に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等を実施するなどして意識の高揚を図り、放火されない環境づくりを推進するものとする。

特に、放火が多発する地区等にあつては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒の実施や街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導するものとする。

(2) 放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることから、放火監視機器、住宅用火災警報器や炎感知器、消火器具等の設置による被害軽減対策を講じるよう指導するものとする。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防災製品について情報提供を図り、使用を促進するものとする。

3 消火器の適切な維持管理の推進

(1) 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の構築

ア 消火器の不適切点検については、「消火器不適正点検に係る実態調査について(依頼)」(平成16年1月27日付消防予第13号)にて調査、報告していただき、その結果を「消火器不適切点検に係る執務資料の送付について」(平成16年9月10日付消防予第162号)の別添にて送付した資料及びリーフレットを活用し、予防策やトラブルにあった場合の対応策等の周知を図るものとする。

イ 消火器の不適切点検に係るトラブル情報の伝達体制については、トラブルの発生状況を踏まえ、再発防止を図ることを主眼に置き、消防機関相互の連携も含めて情報の共有化を図るものとする。その際に、全国消防長会を中心に運用されている「消火器等の不適正取引に関する情報提供要領」等を積極的に活用するものとする。

(2) 老朽化消火器等の一斉回収

ア 政府のミレニアム・プロジェクトの成果を活かしたリサイクル消火器(エコマーク付き消火器を含む。)の普及促進及び老朽消火器の破裂事故防止対策を推進するため、住宅等における老朽化した消火器等の一斉回収を実施するものとする。

老朽化した消火器等の回収に当たっては消防機関が中心となり管内市町村(清掃部局)と連携を図るとともに、消火器の販売・点検業者等と協議して、各地域に適した消火器の回収方法を決定するものとする。

この場合において、回収方法としては、①住民から直接消火器を販売店舗等に持ち込み、販売・点検業者が回収する方法、②一定期間、消防機関が回収場所(イベント会場等)を指定し、住民から当該場所に持ち込まれた消火器を販売・点検業者が回収する方法などが考えられる。

なお、回収された消火器については、社団法人日本消火器工業会会員各社等において、処理されることとなっている。

イ 消火器の適切な維持管理のため、市町村においては、老朽化した消火器を回収する際に、その老朽度合いが著しいものについて不適切な扱いによる事故が起こらないよう注意喚起するとともに、一斉回収の方法や消火器の設置について積極的に広報を行い、老朽化消火器等の回収と消火器の普及促進が円滑に行われるようにするものとする。

4 地域の実情に応じた重点目標の取扱い

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を選定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開するものとする。

特に、小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物に関する危険性の周知については、防火講習会や各種イベント等の機会を捉え、防火安全に係る啓発を積極的に図っていくこととする。

《例》

(1) 地域における防火安全体制の充実

ア 自主防災組織の整備充実

イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 防火管理体制の充実

イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

ウ 消防用設備等の設置の促進

エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進

オ 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進

カ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

キ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

ク 新築・工事中の防火対象物の防火安全対策の徹底

(3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

- ア 地域の実情に即した広報の推進
 - イ 被災時における注意点等、防災意識の高揚
- (4) 大規模産業施設の安全確保
- ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む)の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

[▲ このページの上に戻る](#)

目次

1. 平成16年秋季全国火災予防運動実施について
- [2. 婦人防火クラブ活動への理解](#)
- [3. 敬老の日にちなんだ住宅用火災警報器の配付・取付モデル事業の実施について](#)
- [4. 平成16年\(1月～6月\)における火災概要\(概数\)](#)
- [5. 消防殉職者慰霊祭の実施](#)
- [6. 第1回甲種防火管理再講習等のあり方に係る委員会の開催](#)
- [7. 地方からの便り](#)
- [8. あなたも危険物取扱者・消防設備士に](#)
- [9. 日本防火協会からのお知らせ](#)